令和6年第1回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 澁谷洋子

副委員長 長谷川 章 悦

- **1 開催日時** 令和6年3月8日(金曜日)午前11時30分~午後0時29分
- 2 開催場所 第3·第4委員会室

3 審査案件

議案第65号 青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第67号 青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の

設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条

例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第82号 青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議案第85号 包括外部監査契約の締結について

議員提出議案第1号 青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制 定について

4 報告事項

- (1) 令和5年度市営青森競輪開催結果及び令和6年度上期青森競輪開催日程 について
- (2) 軽自動車税種別割(小型特殊自動車)の調査結果について

〇出席委員

委員長 澁 谷 洋 子委員 藤 田 誠 副委員長 長谷川 章 悦委員 舘 山 善 也委員 奈良 祥 孝委員 財 川 みどり委員 渡 部 伸 広

〇欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 舘 山 新 総務部理事 之 佐 藤 芳 企 画 部 長 織 知 裕 田 企画部理事 長 内 哲 史 税務部長 横 内 修 浪岡振興部長 舘 公 山 会計管理者 直大 山 谷 選挙管理委員会事務局長 賢 剛 齌 藤 監査委員事務局長 加 福 理美子

総務部次長 工 藤 拓 実 企画部次長 戸 史 白 高 史 税務部次長 柴 田 浪岡振興部次長 石 村 淳 浪岡振興部参事 広 髙 野 光 監查委員事務局次長 清 裕 福 島 総務課長 竹 内 巧 関係課長等

〇事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔議事調査課主事 笹 雄 貴

議事調査課主査 久 保 拓 哉

〇澁谷洋子委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案8件について、ただいまから審査をいたします。

議案第65号「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」を議題 といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

〇舘山新総務部長 議案第 65 号「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」でありますが、令和6年度の組織・機構の見直しに伴い、 組織の分掌事務等について定めた青森市事務分掌条例を改正しようとするものであ ります。

「2 改正内容」でありますが、企画部にあります秘書課について、より効率的に庁内調整を行うため、総務部へ移管するものであります。これにより、企画部の分掌事務である「秘書に関する事項」を総務部の分掌事務へ変更するものであります。

なお、資料 2 ページの新旧対照表でありますが、内容についてはただいま御説明 した改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

「3 施行期日」につきましては令和6年4月1日としております。

以上、議案第 65 号青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
- **〇澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

〇澁谷洋子委員長 次に、議案第66号「青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。企画部長。

〇織田知裕企画部長 議案第 66 号青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、青森市個人番号の利用に関する条例の所要の改正をするために提案するものであります。

「2 改正の内容」につきましては、法改正により、窓口等において添付書類の提出等の省略のために行う他機関との情報連携について定められた法別表第二が廃止され、当該事項が主務省令で規定されることに伴い、条例の法別表第二に関する規定について、字句の置き換えを行うものであります。また、国が設置した機関である個人情報保護委員会が、条例への規定により情報連携することで効率化を図るべきとしている事務について、当該情報連携を行うため、所要の規定を加えるものであります。

まず、「(1)法改正に伴う字句の置き換えについて」御説明いたします。

「① 法改正の内容」といたしましては、法別表第二の抜粋を参考で記載しております、この第二欄で規定されていた事務が特定個人番号利用事務と定義され、第四欄で規定されていた特定個人情報が利用特定個人情報と定義されました。

続いて、「② 字句の置き換えの主な内容」を御覧ください。

新旧対照表抜粋のとおり、本市の条例第3条第3項において、「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「同表第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める字句の置き換えを行うものであります。

次に、2ページを御覧ください。

「(2) 条例への規定により実施する情報連携について」でありますが、国が設置した機関である個人情報保護委員会が、条例への規定により情報連携することで効率化を図るべきとしている事務のうち、実際に本市が実施している事務で情報連携により添付書類等の省略が可能な子ども医療費助成などの 17 事務を規定するものであります。

このことにより、例えば市外からの転入者が子ども医療費助成などの申請を行う際に所得課税証明書の提出が不要になるものであります。

続いて、「3 施行期日」であります。本条例の施行期日は、一部の改正規定は公布の日としておりますが、法律等の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日を予定するものであります。

続いて、資料2「青森市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(平成二十七年 条例第四十八号)」を御覧ください。

第3条では、個人番号の利用範囲を規定しておりますが、同条第1項につきましては、条例への規定により情報連携を行う事務を規定する別表第一を新設することから、「別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務」を追加するものであります。

同条第2項につきましては、別表第一の新設により、「別表」を「別表第二」に改めるものであります。

同条第3項につきましては、先ほど資料1の新旧対照表の抜粋で御説明しました 字句の置き換えを行うものであります。

同条第4項につきましては、条例への規定により情報連携を行う事務の追加に伴い、添付書類の省略を可能とするための規定を新設するものであります。

新設する別表第一でありますが、先ほど資料1で御説明しました条例への規定により情報連携することで効率化を図る事務として、青森市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものなど 17 事務を規定するものであります。

資料3ページをお願いいたします。

別表第二であります。「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの」の項から、7ページの「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの」までの項につきましては、「地方税関係情報」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下『地方税関係情報』という。)」に改める等、法改正に伴う字句の置き換え等を行うものであります。

続いて、7ページの新設する部分「青森市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」の項以下では、情報連携することで効率化を図る事務を別表第一に規定することに伴い、その利用する特定個人情報を規定するものであります。

以上、議案第 66 号青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の 制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお 願い申し上げます。

- ○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。村川委員。 ○村川みどり委員 先ほど、例えばという話で、転入者の所得税課税証明書の提出 が不要になるという説明なんですけれども、それ以外に、効率化を図れる事務とい うのはどのようなものがあるんでしょうか。
- **〇澁谷洋子委員長** 企画部長。
- ○織田知裕企画部長 それ以外の事務ということですけれども、例えば、保険証を 提出する必要があるなど、保険に加入していることが分かることを証明する書類で ありますとか、あとは通帳の写しを求めている事務につきまして、マイナンバーで 通帳と口座が連携していれば不要になるとか、主にそういったところの添付が不要 になるというものがあります。

- 〇澁谷洋子委員長 村川委員。
- **〇村川みどり委員** 例えば、マイナンバーを持ってない方はどういう扱いになるんでしょうか。
- **〇澁谷洋子委員長** 企画部長。
- ○織田知裕企画部長 マイナンバーカードを持っていないということだと思いますけれども、マイナンバーは皆さんお持ちですから、マイナンバーカードを持っていても持っていなくても今回条例に規定することによって、添付する書類が不要になるということであります。
- **〇澁谷洋子委員長** 村川委員。
- **〇村川みどり委員** ただし、本人の同意がもちろん必要だと思いますし、システムを使いたくないという人も、もちろん当然いると思うので、そういう方への配慮はどういうふうになりますか。
- 〇澁谷洋子委員長 企画部長。
- **〇織田知裕企画部長** 今回の条例はあくまでも、添付する書類の省略が可能になる ということですので、今までどおり証明書を出して申請したいという方がいれば、 それは受付をするということになります。
- **〇澁谷洋子委員長** 村川委員。
- **○村川みどり委員** 市民の皆さんに対する不利益はないということの説明でしたので、基本的には賛成なんですけれども、やっぱりそういうシステム連携することによって情報が漏えいする心配もあって、マイナンバーカードを持たないという方もまだまだたくさんいるので、そういう方への配慮も十分しっかりやっていただきたいということを要望します。
- ○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。
- ○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

〇澁谷洋子委員長 次に、議案第67号「青森市長等の損害賠償責任に関する条例及 び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を 議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議会から 監査委員に対して意見を求めたところ、先ほど本会議で議長より報告があったとお り、その内容について、異議がない旨の回答があったことを申し添えます。 本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

〇舘山新総務部長 議案第 67 号青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」でありますが、令和6年4月1日施行の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、公金事務の私人への委託に関する制度に係る条文が追加となり、当該条例において引用する同法及び同政令の条文に移動があることから、所要の整理をするため制定するものであります。

「2 改正内容」でありますが、「(1)青森市長等の損害賠償責任に関する条例」につきましては、第1条において、地方自治法「第243条の2第1項」を同法「第243条の2の7第1項」に、同法「第243条の2の2第3項」を同法「第243条の2の8第3項」にそれぞれ改めるものであります。

また、第2条では地方自治法施行令「第173条第1項第1号」を同施行令「第173条の4第1項第1号」に改めるものとなります。

次に、「(2)青森市公営企業の設置等に関する条例」ですが、第14条中、地方自治法「第243条の2の2第8項」を同法「第243条の2の8第8項」に改めるものとなります。

「3 施行期日」につきましては、令和6年4月1日を予定しております。 資料2を御覧ください。

資料2は今回の改正による新旧対照表でありますが、内容についてはただいま御 説明した改正内容と重複しますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第 67 号青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
- ○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第69号「青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び 青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。 **〇横内修税務部長** 議案第 69 号青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市 営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

まず、「1 制定理由」についてでありますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例における引用条項の整理等について、必要な改正を行おうとするものであります。

次に、「2 条例に影響を及ぼす法改正部分」ですが、今回の法改正において、保護命令制度の拡充及び厳罰化がなされることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定が改正され、これまで法の条文では使用されていなかった接近禁止命令及び退去等命令の用語が、法において定義されることとなりました。

中段の図を御覧ください。

改正前においては、法に接近禁止命令及び退去等命令の用語は規定されておらず、 改正前の法第 10 条第 1 項第 1 号で改正後の接近禁止命令に当たる行為が、同第 2 号で改正後の退去等命令に当たる行為が規定されておりましたが、今回の法改正に よって、改正後の法第 10 条第 1 項で接近禁止命令が、また、同第 10 条の 2 で退去 等命令が定義されたところであります。

次に、「3 条例の主な改正内容」を御覧ください。

「(1) 第1条 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正」ですが、医療費の助成対象となるひとり親家庭については、条例第2条第2項において、父または母の一方が、同項各号に定める状況にある児童を監護する家庭と定義しており、同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、父または母の一方が同項に基づく改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為を受けている場合と規定しているため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理を行おうとするものであります。

続いて、「(2)第2条 青森市営住宅管理条例の一部改正」ですが、市営住宅に入居するためには、親族と同居することが条件となっておりますが、その例外として、条例第7条第2項各号に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、単身での入居が可能となっております。同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、同項に基づき裁判所がした改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為の申立てをした者についても、例外として単身で入居できる旨規定しているため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理を行おうとするものであります。

「4 施行期日」につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日と同日の令和6年4月1日を予定し

ております。

なお、条例の改正箇所については、資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第 69 号青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理 条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の 上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
- **〇澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

〇澁谷洋子委員長 次に、議案第81号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。消防長。

〇佐藤芳之消防長 議案第 81 号青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、資料1の「1 改正理由」について御説明いたします。

消防団員等が公務災害により損害補償を受ける場合、補償基礎額を基礎として支給しているところであり、その損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める基準に従い、青森市消防団員等公務災害補償条例に基づき年金等を支給しているところです。

このたび、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたこと及び先ほど申し上げました、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、令和6年2月9日に公布されましたことから、本市におきましても、青森市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行おうとするものであります。

次に、「2 改正の概要」について御説明いたします。

まず、補償基礎額につきましては、勤務年数 10 年未満の場合、団長及び副団長の場合の補償基礎額を 1 万 2440 円から 1 万 2500 円に、分団長及び副分団長の場合の補償基礎額を 1 万 670 円から 1 万 800 円に、部長、班長及び団員の補償基礎額を8900 円から 9100 円に、また、勤務年数 10 年以上 20 年未満及び 20 年以上の各階級の補償基礎額を資料記載のとおり引き上げる改正をするものであります。

次に、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 8900 円から 9100 円に引き上げ

る改正をするものであります。

「3 施行期日」につきましては、本条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

なお、本市におきましては、遺族補償年金受給者2名、障害補償年金受給者1名 の計3名が本条例の該当者となっております。

資料2の新旧対照表を御覧ください。ただいま御説明申し上げたものであります。 以上、議案第81号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の 制定」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
- **〇澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第82号「青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

〇舘山公浪岡振興部長 議案第 82 号青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和6年4月25日に財産区議会議員の任期満了を迎えます五本松財産区議会では固定収入がないため、将来的に財産区議会を維持していくことが困難になる状況を考慮し、財産区議会を廃止し財産区管理会へ移行することとしたものであります。

このことから、令和5年第2回青森市五本松財産区議会定例会において、青森市 五本松財産区議会設置条例を廃止する条例を可決し、五本松財産区議会は令和6年 4月26日付けで廃止されることとなったため、関連条例における所要の改正を行 うものであります。

資料2の新旧対照表を御覧ください。

まず、1ページの青森市財産区管理会設置条例につきましては、改正前の条例第2条第22号の次に第23号として「五本松財産区 委員 7人」を加えるものであります。

次に、2ページの青森市財産区特別会計条例につきましては、先ほど申し上げま したように、五本松財産区議会が廃止されることに伴いまして、青森市五本松財産 区特別会計条例を廃止するとともに、市が管理会を設置する財産区の特別会計について規定する青森市財産区特別会計条例の本則第39号の次に第40号として「青森市五本松財産区特別会計 青森市五本松財産区」を加えるものであります。

施行期日は、現五本松財産区議会議員の任期満了日翌日の令和6年4月 26 日を 予定しております。

以上、議案第 82 号青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
- **〇澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

〇澁谷洋子委員長 次に、議案第85号「包括外部監査契約の締結について」を議題 といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。監査委員事務局長。

- **〇加福理美子監査委員事務局長** 議案第85号 包括外部監査契約の締結について御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。
- 「1 契約の概要」でありますが、中核市は、地方自治法第252条の36 第1項の規定により、毎会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないこととなっており、令和6年度に係る包括外部監査について契約を締結しようとするものであります。

なお、契約を締結する場合は、地方自治法第252条の36第1項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされております。

- 「2 契約の目的」といたしましては、包括外部監査人による、監査の実施及び 監査の結果に関する報告の提出であります。
- 「3 契約の期間の始期」につきましては、令和6年4月1日を予定しております。
- 「4 契約に要する費用の算定方法」につきましては、執務費用及び報告書作成費用並びに交通費等の合算額として、1254万8998円を上限とし、「5 監査に要する支払方法」につきましては、費用の一部について概算払いをすることとしております。

「6 契約の相手方」につきましては、日本公認会計士協会東北会青森県会所属で、当会から推薦を頂きました公認会計士、鳩健二氏、八戸市在住としたいと考えており、「【契約の相手方に係る包括外部監査の実績】」としましては、令和2年度から4年度は、青森県の包括外部監査人を務めたほか、青森県及び八戸市において包括外部監査人補助者としての経験を有しております。

「7 公認会計士と契約を締結する理由」といたしましては、地方自治法第 252 条の 28 第 1 項及び第 2 項の規定により、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し、優れた識見を有する者で、弁護士、公認会計士、監査実務に精通する一定の行政事務経験者または税理士でなければならないとされていること。包括外部監査人として契約できる者のうち公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が、地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任であると判断したものであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ、 監査委員の意見を聴くこととなっており、本市の監査委員全員からは、鳩健二氏と 契約を締結することについて、異議がない旨の回答を頂いております。

以上、議案第85号包括外部監査契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
- **〇澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

〇澁谷洋子委員長 次に、議員提出議案第1号「青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案の審査に当たりましては、まず、提出者である村川みどり議員に、議案の趣旨等について説明していただき、その後、理事者側から、当該議案に関する説明がある場合は、当該説明を受けた上で、質疑に移りたいと思います。

なお、村川議員には、質疑終結までの間、提出者として御説明を頂きますので、 質疑等を行うことはできませんが、採決の際には、委員として、採決をしていただ くことになります。

このような進め方でよろしいでしょうか。

「「はい」と呼ぶ者あり〕

- ○澁谷洋子委員長 それでは、本案に対する説明を求めます。村川議員。
- **〇村川みどり議員** それでは、最初に皆さんに、お配りしたい資料があるので、よろしくお願いします。
- **〇澁谷洋子委員長** はい、どうぞ。

[資料配付]

〇村川みどり議員 この資料は、本会議3日目のタブレットの中にも入っているんですけれども、改めてお配りさせていただきます。

それでは、最初に、議員提出議案第1号青森市子ども医療費助成条例の一部を改 正する条例の制定についての説明を行います。

本案は、昨年3月に提出した条例の改正案と同じものになっています。

新旧対照表を御覧ください。

条例の改正案では、第2条第1項で「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の者(保護者に監護されている者に限る)」と規定しました。

それから、前回も同じ説明したんですけれども、18歳になって、既に働いている人を対象にするのかということなんですけれども、対象にしないと規定しました。18歳で結婚した人に対しても、独立したということで、子どもの医療費助成の対象にはしないという条例改正案としました。

ただいまお配りした資料なんですけれども、施行期日が令和6年4月1日から施行するという規定になっているので、すぐに対応できないということも考えられるので、経過措置ということで、対応できるまでの間は、現在のように償還払いにして対応するというような経過措置の規定もつくりました。

資料「青森県内 18 歳までの医療費無料化実施状況」を御覧ください。

昨年、私が示した表からさらに改善がされていて、八戸市では、令和5年の4月から通院が15歳までだったのが18歳までに拡充されており、さらに――括弧がついているところが、変化があったところなんですけれども、所得制限も撤廃されています。6番の十和田市は、令和5年の10月から18歳まで医療費無料化になり、さらには所得制限も撤廃されています。30番のおいらせ町ですけれども、おいらせ町は、令和6年4月から18歳までの医療費無料化の実施と所得制限の撤廃が行われます。39番の階上町なんですけれども、これは昨年漏れていまして、令和5年の4月1日から既に弘前市、黒石市、五所川原市と同じように、昨年実施されたものなどで星がついています。昨年から見ても、さらに大きく18歳までの医療費無料化が進んでいるということが分かると思います。

それから、青森の県議会議員に今回の県が創設した交付金の概要を聞いてもらいました。

まだ県の要綱とかもできていないので、発表できる形で何かないかということで、 こどもみらい課に交付金の概要を尋ねていただきました。その中で、子育て支援の 県が推奨する3つの子育て費用の無償化事業というのが発表されています。 その第1番目に来るのが16歳から18歳までの子どもの医療費の無償化。2つ目に、ゼロ歳から2歳児までの非課税世帯以外の保育料の無償化。3つ目に、保育所、幼稚園、認定こども園の給食費の無償化。この3つが、県が推奨する3つの子育て費用の無償化事業として発表されているものです。ですので、県がこの交付金を実施しようとする中で、第1番目に挙げられているのが、18歳までの子どもの医療費の無料化だということも申し上げて提案理由とさせていただきます。

以上です。

- **〇澁谷洋子委員長** 次に、市当局から、本案に対する関する説明があればお願いいたします。税務部長。
- **〇横内修税務部長** 市の考え方について御説明したいんですが、資料を配付させていただきたいんですがよろしいでしょうか。
- **〇澁谷洋子委員長** はい、どうぞ。

[資料配付]

〇横内修税務部長 それでは説明します。

議員提出議案第1号青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての市の考え方を御説明いたします。

資料を御覧ください。

- 「1 議員提出議案の内容」については、先ほど村川議員から御説明がありましたので説明は省略いたします。
- 「2 現行の制度」でありますが、本市における子ども医療費助成事業につきましては、青森市子ども医療費助成条例に基づき、本市に住所を有し、住民基本台帳法による届出をしているゼロ歳から中学校就学の終期に達するまでの国民健康保険法、または、社会保険各法の規定による、被保険者及び被扶養者である子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額に対して助成を実施しているところであります。また、事業の実施に当たっては、青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金を活用しております。

令和4年度における助成実績につきましては、対象者数は令和5年3月31日現在で2万4205人、助成額は約6億9000万円。うち、県の補助対象額は約1億1900万円となっております。

次のページを御覧ください。

「3 本市の考え方」でありますが、予算を伴う条例については、地方自治法第222条第1項において、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」と制限規定が設けられております。

これは、議会の議員が提出する条例案、その他の案件については、直接適用されるものではありませんが、議員提案の案件についても、本条の趣旨を尊重して運営

されるべきである旨、国からの通知に示されているところであり、市と協議することもなく、予算を伴う条例案を予算の見通しもないまま提案することは、法の趣旨に合致しないものと考えております。また、青森県の子育て支援に関する無償化等交付金の活用につきましては、今後、交付金の制度内容を踏まえ、子ども医療費助成の拡充をはじめとした本市の子ども施策全般について、市が負担する財源も含めて検討していくこととなります。

以上のことから、本条例改正案につきましては可決すべきものではないと考えて おります。

説明は以上でございます。

〇澁谷洋子委員長 それでは質疑に入りますが、質疑に対する答弁については、提出者である村川議員にお願いします。

なお、各委員におかれましては、理事者に対し、法令解釈等の事実確認や、当該 議案を執行する立場からの意見を聞くことが認められますので、申し添えます。

これより質疑を行います。御質疑ありませんか。渡部委員。

- **○渡部伸広委員** 確認ですけれども、行政側と予算案のすり合わせはされていますか。
- **〇澁谷洋子委員長** 村川議員。
- **〇村川みどり議員** お答えします。

令和6年2月15日に、地元紙で小・中学校給食費無償化、県が市町村に財源配分という記事が出ました。その翌日、私たち日本共産党市議団と日本共産党東青地区委員会は、18歳までの子どもの医療費無償化の決断を求める要請を行いました。

同年2月16日、市長も副市長も忙しいということだったので、税務部長を訪ね、 無償化の決断を求める要請を行いました。その1つは、その前日に県の財源を使っ て青森市の新たな子育て費用の負担軽減に充てること。そして、昨年の12月に議会 で請願が採択されたということを踏まえ、子どもの医療費の無料化を、18歳までの 拡充を最優先で直ちに行うことを要請し、部長とのやり取り、質疑を行いました。 また3月議会には、今回の条例改正案を提出することも紹介しながら、協議を行い ました。

以上です。

- **〇澁谷洋子委員長** 渡部委員。
- **○渡部伸広委員** 税務部長お願いします。
- **〇澁谷洋子委員長** 税務部長。
- **〇横内修税務部長** ただいま村川議員から要請のお話がありましたが、要請書を頂いたのは事実であります。

法令上用いられる協議ということについて申し上げますと、協議をする者がお互いに自己の主張することについて、相手方の納得を得るまで十分に説明し、相互の意見を通じ合い、意見を交換した上で一定のことを行うことを前提としたものであ

りまして、その際、いろいろお話はしましたが、現段階では、何も決まったものは ないというお話をしたものであって、それをもって協議ということではないと考え ております。

- **〇澁谷洋子委員長** 渡部委員。
- ○渡部伸広委員 協議ではないということでありましたけれども、いずれにしろ、 先ほどの資料にもありますとおり、地方自治法第 222 条、これは首長に対する規定 ですけれども、要は、予算を伴う条例案には、条例案と予算案がセットであるよと いうことを書いているわけです。それは、議会にも適用されますよということを昭 和 31 年の旧自治省の通知に出ているわけですから、これは条例として成り立って いないと私は思いますので、可決どころか、取り下げるべき条例だと思っています。 以上です。
- **〇澁谷洋子委員長** 藤田委員。
- ○藤田誠委員 議員になって、何ができるかというときに、主に、議員は市が出した予算を議決する。その中で、法令の――ここでいうと地方自治法第97条第2項、議会は予算については、長の予算発案権を侵さない範囲で、増額して議決することができると。ただし、長のいわゆる、予算の提出の権限を侵すことができないと定めています。

ここで税務部長に聞きますが、長の首長の予算の提出権を侵害しているということでよろしいですか。

- **〇澁谷洋子委員長** 税務部長。
- **○横内修税務部長** 予算の提出権を侵害しているかどうかということですが、先ほど来説明しておりますとおり、渡部委員が言ったとおり、予算を新たに伴う条例の提出に当たっては、予算もセットに提案しなければならない、両方セットが条件になっておりますので、そういう意味では、今回は条例だけの提案になりますので、要件を満たしてないというか、法令の趣旨に反しているということであります。
- **〇澁谷洋子委員長** 藤田委員。
- **○藤田誠委員** 地方自治法第 97 条第 2 項からも、これはいわゆる条例案として成立してない。

予算の執行権を持つ首長に対して、議員がすべきことではないというふうに私は 思いますので、私は、医療費無料化については大賛成でありますけれども、これに ついては私も渡部委員と同じく上げるべきでないということです。

- **○澁谷洋子委員長** ほかに発言はございませんか。村川議員。
- **〇村川みどり議員** 私たち議員には予算の提出権はありません。

ただし、議案提出権はあるので、市民の皆さんの要望を実現するためには、議案 提出権を行使する役割があります。その役割を果たすために、今回条例案を提案さ せていただきました。先ほど言った予算を伴う条例案を、予算の見通しもないまま 提案することは、法の趣旨に合致しないというふうに言っていますが、もう皆さん 御存じのとおり、県は市町村に財源配分しますよというふうに言っているわけです。 しかも、先ほど言ったように推奨する子育て支援の無償化事業の第1に、18歳まで の医療費無料化が推奨されています。

そういうこともあって、私は予算を伴う条例案を見通しのないまま提案するということの指摘には当たらないと考えています。

以上です。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。
- **〇澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

議員提出議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。

よって、議員提出議案第1号は、否決すべきものと決しました。

以上で今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審査終了)

○澁谷洋子委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和5年度市営青森競輪開催結果及び令和6年度上期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。

〇織田知裕企画部長 令和5年度市営青森競輪開催結果及び令和6年度上期青森 競輪開催日程につきまして御報告いたします。

初めに、令和5年度市営青森競輪開催結果について御報告させていただきます。 お手元の資料「令和5年度市営青森競輪開催結果」を御覧ください。

まず、開催日程についてですが、今年度の市営青森競輪は、令和5年6月5日から令和6年1月6日までの間、合計25節76日間開催いたしました。

例年でありますと、市営青森競輪は、4月に開幕し11月初旬に全ての本場開催が終了する日程を組んでおりますが、今年度は、特別競輪の開催に備えバンク補修工事を4月から6月にかけて行った影響により、6月開幕となったことから、昨年と同程度の開催日数を確保するため、毎年年末に開催しているミッドナイトフィナーレ競輪を誘致し、小倉競輪場を借り上げて市営青森競輪を開催したため、1月6日に市営青森競輪の全ての開催が終了したところでございます。

次に、売上・入場者数につきましては、・車券売上額が 297 億 5097 万 5200 円、前

年度比 8.1%の減、額にして 26 億 5492 万 5100 円の減となりましたが、令和 4 年度 に枠外にて特別開催した施設整備等協賛競輪を除く売上と比較しますと、表の括弧 内の数字となっており、前年度比 10.8%の増、額にして 28 億 8916 万 6000 円の増となっております。また、今年度は、14 年ぶりとなる特別競輪、共同通信社杯を 9 月 15 日から 18 日まで 4 日間の日程で開催し、売上が 69 億 2974 万 4000 円、前年 度に開催したみちのく記念競輪と比較しますと 25.9%の増、額にして 14 億 2608 万 3000 円の増となっております。

入場者数につきましては、本場・安方・藤崎で6万8204人、前年度比13.6%の減、人数にして1万825人の減、令和4年度に特別開催した施設整備等協賛競輪を除く入場者数と比較しますと、表の括弧内の数字となっており、前年度比11%の減、人数にして8492人の減となっております。

直近5年間の市営青森競輪開催実績につきましては、車券売上額、青森本場・安 方・藤崎入場者数、1日平均売上高の推移を掲載しておりますので、御参考に御覧 いただければと思います。

次に、令和6年度上期青森競輪開催日程について御報告いたします。

お手元の資料「青森けいりん開催日程表」を御覧ください。

本場の開催日程につきましては、令和6年4月25日木曜日から27日土曜日までのミッドナイト競輪を皮切りに、競輪界のトップ選手が参加するグレードレースとしまして、令和6年9月26日木曜日から9月29日日曜日の4日間開催されるみちのく記念競輪までの、合計20節61日間の開催を予定しております。また、全国の他競輪場で開催されるレースの車券を発売する場外についても、資料に掲載のとおり予定しているところであります。

青森競輪場では、今後も引き続き、地方財政健全化に安定的に寄与するため、売り上げの確保を目指して鋭意努力してまいりますとともに、市民の憩いの場として、家族連れなど競輪ファン以外の皆様も楽しめる競輪場づくりに努めてまいりますので、委員の皆様にも引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

- **〇澁谷洋子委員長** ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見はございませんか。渡部委員。
- **○渡部伸広委員** 分かったらでいいんですけれども、令和3年も落ち込んでいますけれども、電話、インターネット等はずっと上がっているんですよね。今回、下がっている要因は何か分析されていますか。
- 〇澁谷洋子委員長 企画部長。
- ○織田知裕企画部長 令和5年度の売上げが落ちているということでよろしいですか――はい、令和5年度につきましては、令和4年度に特別競輪ということで、表で言いますと、この上のほうに5544091という数字が入っておりますけれども、この特別に別枠で開催できた競輪が令和5年度はなくなったということはありまし

て、したがいまして平均でいっても、数字でいっても落ちてくるということであります。

[渡部委員「はい、分かりました」と呼ぶ]

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。
- **〇澁谷洋子委員長** 次に、「軽自動車税種別割(小型特殊自動車)の調査結果について」報告を求めます。税務部長。
- **○横内修税務部長** 「軽自動車税種別割(小型特殊自動車)の調査結果について」 御報告いたします。

本件は、昨年10月20日開催の本協議会で御報告いたしました、軽自動車税種別割のうち小型特殊自動車の課税誤りについて、その後の調査結果等を報告するものであります。

資料「軽自動車税種別割(小型特殊自動車)の調査結果について」を御覧ください。

「1 所有者への確認調査の実施結果」については。昨年10月の本協議会での報告後、小型特殊自動車全課税台数5670台のうち、課税誤りと見込まれる車両60台の所有者の方には、おわびの文書を発送したのち、訪問または電話により概要を説明し、車両を確認した上で区分を更正いたしました。また、申告書の内容からは区分を特定できず、所有者への確認が必要な車両318台につきましては、郵送による調査を実施し、課税内容と一致していない車両の所有者には、概要を説明し、車両を確認した上で区分を更正いたしました。

その結果については、中段の表によりお示ししております。

調査前におきましては、区分の誤り、課税誤りと見込んだ車両は、農耕作業用のもの、これは農耕作業用のものとして誤課税しており、本来であればその他のものとして課税していなければならなかった車両でありますが、それが56台、その他のもの、その他のものとして誤課税しており、本来であれば農耕作業用のものとして課税していなければならなかった車両が4台、計60台ありました。また、所有者への確認が必要な車両は、農耕作業用として登録してあるものが305台、その他のものと登録してあるのが13台の計318台ありました。

これらについて、調査を行い、最終的に区分の誤り、課税誤りであることが判明した台数については、調査前の時点で課税誤りと見込まれた60台については、そのうち2台は課税内容が適正であったことから、農耕作業用のものとして54台、その他のものとして4台の計58台、所有者への確認が必要であった318台については、調査の結果、このうち23台が農耕作業用のものとして誤課税していることが判明いたしました。

この結果、課税誤りの台数の合計は、農耕作業用のものとして77台、その他のも

のとして4台の計81台となったものであります。

この調査結果により、「2 更正の内訳」ですが、課税誤り81台のうち、農耕作業用のもの77台の増額の更正額の合計は86万9700円となり、その内容は年税額1台当たり2000円から5900円に変更し、地方税法の規定により最大3年遡及して更正を行いました。また、その他のもの4台の還付及び補填額の合計は16万6306円となり、その内容は年税額1台当たり5900円から2000円に変更し、地方税法の規定により最大5年遡及して還付したほか、還付不能となる5年以上経過した分については補填金としてお支払いいたしました。

このたびは、関係する市民の皆様に御迷惑をおかけし、改めて深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。今後、同様の事例が発生することのないよう取り組んでまいります。

報告は、以上でございます。

〇澁谷洋子委員長 ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
 この際、ほかに理事者側から報告事項などはございませんか。
 - 「「なし」と呼ぶ者あり〕
- **〇澁谷洋子委員長** また、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇澁谷洋子委員長** 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 これにて、本日の協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(会議終了)